１４　災害時の学校再開までの手順等について(例)

（１）学校機能再開に向けた準備

　災害後、いつどのようにして学校を再開するかは、災害の種類や規模等によって判断が異なる。また、学校が避難所となっている場合には、避難所としての機能を維持したまま学校教育機能を再開すべき場合もあるなど、状況に応じた対応をすべきであるが、例えば、以下のような観点を総合的に判断して、教育委員会とも協議のうえ、学校再開の可否を判断するものとする。

【学校機能の再開に向けた準備をするか否かの判断基準】

|  |
| --- |
| * *児童生徒等や教職員が避難所で生活しているか、自宅で生活しているかを問わず、全般的に日常生活（衣食住）や心身面での安定を取り戻しつつあるか。* * *児童生徒等や教職員が使用する教科書、補助教材、教具など、教育活動に必要な環境が整っているか。* * *避難者の自宅等から学校への移動ルートが安全に確保されているか。* * *学校の施設・設備や教職員のマンパワー面において、学校としての教育機能を果たせる状況になっているか。* * *学校が避難場所となっている場合、学校教育活動のため場所を確保できる状況になっているか。* * *ライフラインの復旧（水道、電気、ガス）が進み、最低限の教育環境が確保されているか。* |

　学校再開に向けては、例えば以下のような事項について確認をしながら、段階を追って準備を進める。

【確認事項例】

|  |
| --- |
| * *児童生徒等、教職員の連絡先（避難先）の確認* * *児童生徒等、教職員が使用する教科書、補助教材、教具等の現況確認* * *児童生徒等、教職員の生活状況（衣食住）の確認* * *児童生徒等、教職員の心身の状況確認* * *学校の施設・設備等の確認*   *―教育活動を行うための教室、体育館等の安全性の確認*  *―学校そのものが、なおも避難所として使用されている場合、児童生徒等以外の地域*  *住民の避難人数と他施設（仮設住宅や自宅等）への移動の見込み*  *―児童生徒等、教職員の通学、通勤手段及び通学、通勤ルートの安全性*   * *校内のライフラインの復旧状況* * *教育委員会や自治体の防災担当部局へ協議・要請すべき事項*   *―スクールカウンセラー、教職員、行政職員の派遣*  *―地域の状況（通学、通勤ルートの被災状況）*  *―教科書、教材、教具等の確保*  *―ライフラインの復旧*  *―施設修繕箇所の集約*  *―学校の再開の可否* |

（２）学校再開に向けた準備のための役割分担

|  |  |
| --- | --- |
| *班名* | *役割* |
| *総括班*  *※校長、教頭等の*  *管理職が担う* | *教育委員会や自治体防災担当との協議、要請* |
| *総務班* | *児童生徒等、教職員の連絡先（避難先）確認*  *児童生徒等、教職員の通学・通勤手段、通学・通勤ルート確認* |
| *教育班* | *児童生徒等、教職員の教科書、教材等の確認*  *児童生徒等、教職員の教育環境（施設・設備等）* |
| *生活班* | *児童生徒等、教職員の生活状況（衣食住）確認* |
| *避難所運営班* | *学校が避難所となっている場合、避難所の運営*  *地域住民の学校への避難状況や避難所退去見込み* |